

IR整備法に基づくカジノ事業の免許の審査に係る審査基準（案）等の要点

1 申請者等の社会的信用及び申請者の人的構成に関する事項(法 § 41①I～V関係)

- 申請者等の十分な社会的信用に係る判断基準として、暴力団との関係の有無・内容等を総合勘案し、不正又は不誠実な行為を行うおそれがないことを規定。また、人的構成に係る判断基準として、組織体制や役員の資質が的確な業務遂行を可能とするものであることを規定。

2 カジノ事業者の財務の健全性に関する事項(法 § 41①VI関係)

- 事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有することに係る判断基準として、十分な純資産を保持していること等を規定。また、事業に係る収支の見込みが良好であることに係る判断基準として、その見込みが合理的根拠に基づく適正なものであること等を規定。

3 カジノ施設の規模、構造及び設備、カジノ関連機器等に関する事項(法 § 41①VII～X関係)

- カジノ施設の数が一を超えないことに係る判断基準として、カジノ施設が構造的・機能的な一体性を有していること等を規定(IR整備法施行令で定めた3%の面積規制の算定方法は、規則で規定済み。)。

4 定款、業務方法書、カジノ施設利用約款に関する事項(法 § 41①XI・XII、法 § 53①関係)

- 定款、業務方法書(広告勧誘、特定金融業務、コンプライアンス確保等の具体的な業務実施方法、体制整備等について記載するもの)及びカジノ施設利用約款の法令適合性等に係る判断基準として、必要な事項が記載されていること等を規定。

5 依存防止規程に関する事項(法 § 41①X III関係)

- 依存防止規程の法令適合性等に係る判断基準として、法令遵守宣言のほか、利用制限措置の具体的な手続が記載されていること等を規定。

6 犯罪収益移転防止規程に関する事項(法 § 41①X IV関係)

- 犯罪収益移転防止規程の法令適合性等に係る判断基準として、法令遵守宣言のほか、取引時確認の具体的な手續が記載されていること等を規定。

7 カジノ行為区画内関連業務に関する事項(法 § 41①X V関係)

- 区画内関連業務がカジノ事業の健全運営に支障を及ぼすおそれがないことに係る判断基準として、業務の内容が著しく射幸心をそそるおそれがないものであること等を規定。

※ その他、カジノ行為粗収益(GGR)の集計、契約・再委託契約の認可等に係る審査基準についても策定。